

E. 14



洞上布教の小沿革



# 洞上布教の小沿革

第一章 總論

芳川雄悟



開宗以來維新に至るまでの洞宗布教法は如何にありしか 果して教會的布教なる者のみしか 一個半個を接待して 僅かに佛種相續の斷絶せざらしむるに止まり居りしか 本宗の性格より論ずるときは 叢林制度の振肅をこそ企圖すべき者なるに 教會を皇張するは都て本宗の性格に反する者なりと論ずる者もあり 或は半は或る點までは叢林制度となし 或る點より以半は教會制度を施行すべしと論ずる者あり 布教方針の一定せざるも亦止むを得ざるなり 然り而して這般の解決は實に容易ならざる問題なるを以て 他日を期して更に論究することゝなし 余は維新以來本宗は如何なる方針を以て布教されしか 一定の步調に出たりしか 世の風潮に連れて無意味なり

## 洞上布教の小沿革

凡例

- 一 本書著述の目的は本宗布教に従事する者のために其小沿革を知らしめ 布教の進路を錯らしめざるにあり
- 二 備考書の如きは宗令等何れも確實なる者に依る一私語を雜へず
- 一 著者は文辭を脩めしことなし 故に蕪雜の言 拙劣の筆大方の笑を招くを免れずと雖 讀者請ふ本書述作に私する著者の微衷を憫み 其末を替めずして其本を察せられむことを 敢て祈る

壬寅初秋金風玉露を拂ふの夕 著者識



しか 僅かに三拾年間に過ぎずと雖 種々に沿革變遷せしことは事實に徴して明かなるを以て 今略して其沿革を叙述し置かば 將來教會若しくは信仰の問題に就て 研鑽の勞を執らるゝ者の一助に供さるゝことあらば鄙懐之れに過ぎたるはなし 今余は維新以來今日に至るまでの 本宗の布教沿革を 左記に區別して縷述せんと欲す

第一期 政教混淆時代

第二期 隨意說教時代

第三期 教會創立時代

第四期 受戒中心時代

第二章

第一期 政教混淆時代(明治五年四月より明治八年五月に至る)

明治五年三月神祇省を廢して 祭典祀典に關する一部は之を式部寮に移し 宣教に關する事務は 教部省を置きて之に轉せしめしが 之より佛教も多少其形勢を異にする

に至りしが如し 此の四月始めて教導職を設け 之に授くるに三條の教則を以てし之によりて庶民を教導することを命ず 其三條の教則とは

- 一 敬神愛國の旨を躰すべきこと
- 一 天理人道を明にすべきこと
- 一 皇上を奉戴し朝旨を遵守せしむべきこと

是なり 而して此の教旨を弘通せしむるに於て 便宜上神官僧侶を教導職に採用したりと雖 固より神佛二教の弘通と全く特異の者にして また實に大教宣布の旨に外ならず 斯く三條の綱領に基き 人民教導の職を置くこととなりしかば 佛教各宗の僧は 連印を以て書を教部省に呈して 大教院設置のことを請願せしかば 教部省は頗る其舉を美とし 麴町紀州邸に於て始めて之を開き 翌月芝増上寺に移轉したり 之によりて大教院設立以後十一月には「天下大小神社及び神官教職 各其の社頭說教所を小教院と心得」又「自今各宗寺院を以て凡て小教院と心得 各檀家の者を集めて勤學爲致候儀可爲專務候」と達せられ 外に毎府縣に中教院一院を置き以て管内小教院



并びに一切の教務を管理せしめたり。而して此の大中兩教院に奉祀する所は、實に天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神、天照大神の四神にてありき。斯くの如く政治宗教混淆の渦中に投せられたる我が曹洞宗の如きは、社會の趨勢如何とも爲すこと能はず。止むを得ず神佛各派と共に默從せる而已。此時に當りて本宗僧侶の多くは、布報傳道に慣れず甚しきに至りては三條教憲の素讀すら爲す能はざる者ありしと。故に三條の教憲を辨解し、巧に本宗の教義を應用するなどは夢寐にたも及ぶ能はざる處なりし次て十一兼題、十七論題等ありて研究に従事したりしと雖、皆なこれ政教混淆の問題にして教理の問題とては有らざりしなり。

### 第三章

#### 第二期 隨意說教時代(明治八年五月より明治十七年八月に至る)

上陳の趨勢は永遠に持續されべき者に非ざるを以て、果して明治八年五月に至り、神佛分離の説行はれて大教院廢せられ、各宗別に學校を創して其生徒を教授すること、

なりしが、明治十年に及び、教部省を廢して其事務を内務省社寺局に移すこと、はなりぬ。此の時各宗派は漸く復舊したるを以て、始めて自家の教理を主張する處の自由を得たり。然るに此の時に當り我が曹洞宗は、高祖太祖の聖意に基き若干の著書に鑑み、時勢を參酌して在家化導の標準を示せしならば、布教上多少の効果を奏せしならむ。然るに事ここに出でずして、僅かに僧侶相互の研究に止まりしなり。當時博學多識を以て著名なる、故能仁柏巖師の、曹洞宗問題十説てふ著書あるを以ても之を知るに足る。問題十説とは左の如し。

鎮護國家説 六趣輪廻説 靈魂中有説 年忌葬祭説 眞俗二諦説 生死透脫 教外別傳 異類中行 大悟却迷 佛祖歸處 以上

此の著書は明治八年四月二十日を以て刊行せらる。然るに右題説に就て見るに、理論一片の著書にして布教應用の者に非ず。然れ共時勢は滋々布教の必要を感ずるも、若何せん本宗古今の著書は、大抵古則公案の著書にして、一も在家布教の資料に供すべき者なし。適々あれば佛戒但語若しくは觀音地藏等の靈驗に関する著書のみ。此の時



に當り 故辻顯高師には 曹洞教會說教大意てふ著書あり 又た寶山梵成師には說教落草談 其他數十の布教書ありと雖 布教の中心點の一定し居らざるため 如何に縦横無盡に書き 如何に横說豎說すと雖 殆ど其歸着する處を知らず 余は命名するに隨意說教時代を以て此の時に充るも敢て誣言に非るを覺ふ 故に同一木山より派遣されたる布教師の說教にして 甲は因果談に歸着せしめ 乙は靈驗談を以て結勸する等何ぞ前後錯雜の甚しきや さればにや 出雲國日光寺住職吉岡信行氏には 求化微糧談數十卷を著して 釋迦彌陀兩尊を立て 他力往生を勸導し 盛んに教線を奥羽地方に張るが如き 又た栖川興巖氏なる者は 隨喜稱名成佛決義三昧儀壹卷を著して 他力往生説にもあらず 見性成佛説にも非る一種異様の念佛を勸導したりき 然れ共此の兩説共に 淨土門流の附會説に過ぎすと雖 布教の統一を闕きたる當時の事として 各處に南無釋迦牟尼佛と唱ふる新念佛派の跋扈を見るに至れり 今其隨喜稱名成佛決義三昧儀なる書の全文を掲げて 讀者の備考に供せんと欲す

### 隨喜稱名成佛決義三昧儀

栖川興巖著

一心歸命し奉る、十方三世一切の諸佛、及清淨微妙、三乘四果解脫僧、願は慈悲哀愍攝受を玉へ、我今本師釋迦牟尼如來無量壽命世尊の名號を稱讚し奉り、即身成佛の決義を取ん、抑釋迦牟尼如來成佛の以來は、無量無邊百千萬億那由他劫を經玉へり、其壽命も亦無量無邊阿僧祇劫なり、常に寂光淨土に在まして法を設、無數億の衆生を教化し玉へり此故に一念も隨喜稱名する者は、盡く釋迦牟尼如來の淨土に攝取せられ無量無邊の快樂を受、其故如何となれば、我等諸の衆生は、過去無量無邊阿僧祇劫に於て、已に釋迦牟尼如來の教化を受て、了因の惠心を種たりと雖無量劫來三界六道に輪廻して五欲に耽着し、正因の佛心を味て緣因の善心を發すると能ず、故に本師釋迦牟尼如來廣大の慈愍を以て、普く六道苦難の衆生を憐玉ひ、一たび此娑婆世界に出現在まして、本地の因縁を示玉ひ、三界の火宅を出皆悉寂光淨土に歸せしめ玉ふ、是を一大事因縁を以故に世に



出現し玉ふと云ふなり、如來の曰今此三界は皆是我有なり其中の衆生は悉吾子なり、此處は諸の患難多し唯我一人能救護を爲と、然ば此娑婆世界に生を受たる者は皆是釋迦牟尼如來の眞子にして其恩德を蒙らざる者は一人もなし、夫十方三世一切の諸佛は、乃是釋迦牟尼如來の法身一體の分身にして、東方世界には阿闍佛と稱し奉り、西方世界には阿彌陀佛と稱し奉り、乃至娑婆世界には釋迦牟尼佛と稱し奉るなり、抑三千大千世界に百千萬億の諸佛在ますと雖我本師釋迦牟尼如來出世の以前には一佛の名を知者もなく一法の音を聞ともなし如來本願力に乘じ此五濁惡世に出現在まして一切衆生の爲方便して種々の法門を説玉ふ此に於て三寶始て世に出現し百千の億恒河沙數の諸佛菩薩の名を聞とを得たり、然ば釋迦牟尼如來は三界の法王諸宗の本師なり、故に如來の曰く四河海に入て又本名なし、但海と稱す、四姓出家して同釋氏と云と、善男子善女人此三界に在者は悉如來の眞子なりと雖、無縁の者は度し難が故に若一念も如來に歸依し奉り、赤子の父母を慕が如なる時は。如來毎に不忘念を得玉へるを以、速に如來の淨土に攝取せられ廣大無邊の大果を得なり、故に如來の曰く人有禮拜し或復合掌し、

乃至一の手を舉復小頭を低て此を以像を供養せし、漸無量の佛を見て、無上道を成ず、又曰苦人散亂の心にて塔廟の中に入て、一たび南無佛と稱せし皆己佛道成るさと、此故に一念も隨喜稱名禮拜供養恭敬尊重讚歎する人は、必定して成佛疑なく、一念三千百界千如の功德を具足し、釋迦牟尼如來と同體一の佛法身を證得す、是乃釋迦牟尼如來娑婆往來八千反一切衆生と誓玉へる本願なり、是を諸佛心内の衆生を以衆生心内の諸佛を念すると云也、一念相應すれば一念の佛念々相應すれば念々の佛、究竟して同一法性に歸す、此は是直指人心見性成佛の本旨なり此一念乃堅に三世を究め横に十方に亘十方三世一切の諸佛は吾人一念の信心にして、乃本師釋迦牟尼如來法身報身應身の影現なり、此故に善男子善女人佛身を成就せん者は、平等の大悲に住し正念無雜にして、本師釋迦牟尼如來の三身に回向し一心歸命して稱名禮拜供養恭敬尊重讚歎し奉るべし南無法王釋迦牟尼如來無量壽命世尊三稱善男子善女人彼は他力の往生なり、此は自力の成佛なりと、異見を生ずべからず、夫佛と衆生とは赤子の母に於るが如、母子の心は一にして自他の念なきが如設使赤子は母



の念を知らずと雖、母は赤子を忘る暇なし佛と衆生とも亦復是の如衆生は佛の大恩を  
知すと雖、佛は衆生を忘玉ふ時なし、故に智積菩薩の曰、我釋迦牟尼如來を見奉れば無  
量劫に於て難行苦行在まして、功を積徳を累て、菩薩の道を求ると未曾止息し玉はず、  
三千大千世界を觀に乃至芥子計の如も是菩薩の身命を捨玉はざる處有と無衆生の爲の  
故にと、善男子善女人我等是の如如來の大誓願に依て不思議薰習を蒙とは、皆是本師  
釋迦牟尼如來因地に五百の誓願を立我等と結縁し玉ふ種子の感應なり如來乃曰衆生は  
劫盡て大火に焼るゝと見時も我此土安穩にして天人常に充滿し園林諸の堂閣種々の寶  
を以莊嚴し寶樹華果多して衆生の遊樂所なり、諸天々の鼓を撃て常に諸の伎樂を作、曼  
陀羅華を雨して佛及大衆に散すと、善男子善女人實報淨土に有是の如功徳莊嚴を成就  
せり、斯る淨土に化生し八功徳水に浴し、七寶の瓔珞錦繡の華曼羅綾の衣服百味の飲  
食心の欲る處に隨て受用するとを得ば、皆是本師釋迦牟尼如來の我等一切衆生の爲生  
死往來八千反粉骨碎身し玉ひ無盡戒定智惠解脫解脫知見の圓滿せる不可思議の妙相な  
り

南無法王釋迦牟尼如來無量壽命世尊三稱

是乃第三千百億化身同體大悲釋迦牟尼如來無量壽命世尊と名け奉る、生緣法緣無緣三  
慈の體相に依て、流を九界に同じ、兜率天より六道苦難の衆生を觀そなはし、入胎出胎  
出家降魔安坐不動三十四心斷結成道して、梵王の諸を受三たび法輪を轉じ三根性を度  
し、我等一切衆生と共に涅槃常住の樂を證し玉ふ、此大恩に報じ奉らん爲、宜く禮拜供  
養恭敬尊重讚歎し奉るべし

本證妙修を以て骨髓とせる本宗にして 稱名正因を主張せるが如き 何たる曲説なる  
ぞ 祖書中未だ曾て稱名を以て成佛の正因なりと言ふを見す聞かざるなり 然れ共政  
教混淆の餘弊は 容易に擺脱すること能はざるを以て 隨意説教のみ行はれ 本教特  
色唯一の教義を 慕直に布演する氣運に接せざるは 實に痛歎の至りなりとす 然る  
に明治十七年八月 太政官は第十九號を以て 教導職を廢して神佛二道各宗管長委任  
の件を定めしより 各宗獨立して一宗を支配するの端を開きたり 故に我が曹洞宗も  
隨意布教にのみ甘せず 進て教會の制度に依りて布教せざる可らざる氣運に傾向せり



### 第四章

第三期 教會制度時代(明治十七年八月より明治廿二年十二月に至る)

明治十八年五月廿八日 内務卿伯爵山縣有朋の認可を得たる 曹洞宗宗制に左の法文を揭示することゝはなりぬ。

#### 宗制第四號

##### 曹洞宗々教大意

曹洞宗教ハ細ニ無間ニ入り、大ニ方所ヲ絶シテ素ヨリ言詮ノ能ク及フ所ニ非ス所以ニ謂フ正法眼藏涅槃妙心不立文字教外別傳實相無相微妙法門ト業既ニ教外別傳ト稱ス故ニ所依ノ經論ヲ立セス至ク佛教八萬ノ法藏ヲ囊括シテ直ニ佛知見ヲ開發シ一大事因縁ヲ究盡スルヲ本旨ト爲ス宗祖承陽大師曰ク諸緣ヲ放捨シ萬事ヲ休息シテ善惡ヲ思ハス是非ヲ管スルヲ勿レ乃至身心自然脱落シテ本來ノ面目現前スト是レナリ然レモ此ノ如キノ教旨ハ出家ノ僧侶本分ノ修證ニシテ在家一般ノ男女到底企テ及フ可ラス故ニ宗祖

ハ在家化導ノタメ更ニ之レヲ平翻シテ曰ク像末ノ澆運ハ唯結緣ヲ貴ムト蓋シ結緣トハ未來成佛ノ因縁ヲ結了スルノ謂ヒナリ是故ニ曹洞宗教ハ出家ノ僧侶若クハ上根ノ機ニ對シテ單純自力即心成佛ヲ説キ在家ノ男女又ハ下根ノ機ニ對シテ專修他力一念往生ヲ説ク之ヲ宗教ノ大意ト爲ス

##### 曹洞宗教會條例

### 第一章 大意

#### 第一款

教會結社ノ要旨ハ本宗教導ノ体裁ヲ一ニシ以テ各寺ノ檀越信徒ヲシテ皆其依ル所ヲ定メシムルニ在リ蓋シ覺道ハ信ヲ以テ能入ト爲シ信ハ教導ヲ以テ所依トナス然ルニ教導ノ体裁未ダ一ナラスンハ人ソレ何ニ依テカ其信ヲ定メシ其信未タ定マラスンハ亦何ニ依テカ覺道ニ入ランヤ今ヤ各自勤メテ廣ク檀信ヲ教導シ普ク祖門ニ進マシメントスルノ秋ナリ豈其教導ノ体裁ヲ一ニシテ其所依ヲ定メシメサル可シ哉是レ此條例ヲ制定ス



ル所以ナリ

第二款

高祖大師曰ク像末ノ澆運ハ唯結縁ヲ貴ムト凡ソ本宗ノ僧侶タル者常ニ深クコノ遺誠ヲ  
体認シ先ツ已ヲ正フシテ後チ人ニ及ホシ言行必ス綿密ニシテ以テ各々檀越ノ所依トナ  
ルニ耻チサルヲ要スヘシ之ヲ教會結社ニ着手スルノ用心トス

第三款

佛語ハ心ヲ爲宗而シテ此宗ハ十方諸佛之所證一代時教之所詮教理行果信解證入各自受  
用ノ三摩地ナリ之ヲ一大事因縁ト云此ノ宗教ヲ弘宣シテ自利々他怨親普救終ニ三草二  
木モ咸ク一地ノ榮ニ歸シ邪種焦芽モ同ク一雨ノ潤ヲ被フラシムヘシ是レ教導從事ノ大  
意ナリ

隨意布教に甘すること能はずして 政府の干渉を解くの法令出ると同時に 曹洞宗教  
會條例の發布は 實に宗門の根底を鞏固にする所以なるを以て 喜悅の至りに勝へず  
と雖 其曹洞宗教大意の末文に 曹洞宗教は出家の僧侶若しくは上根の機に對し

單純自力即心成佛を説き 在家の男女又は下根の機に對して 專修他力一念往生を説  
く 之を宗教の大意と爲す と言ふに至りては 當時洞曹宗に其眼底の人なきか 但  
しは布教に冷淡なるため雲烟視し去りしか 凡そ佛教の他教に勝れたる特色は面授口  
訣にあるなり 面授口訣は真正なる相承あるに依る 乃ち密宗には密宗の相承あり  
淨家には淨家の室内相承ありてこそ 現時に至るまで不斷相續し來りたるに非ずや  
然るに相承なき專修他力一念往生を勸説するを以て本宗の大意とすと 何ぞ其妄斷臆  
説の甚しきや 斯の如き杜撰説を掲げて闡宗布教の典據とす 吾人は實に慚死の外な  
きなり 然るに此妄浪説に盲從せざるを得ざりしは實に本宗史乘の一大汚點たりと云  
はざるを得ず 然れども恚る漫然たる形式的空文にては 到底傳導の効果を奏するこ  
と能はざるを以て 斯道に堪能なる者は 稍々反旗を翻ハすの止むを得ざるに出づる  
者あるに至る 即ち越後の大道長安氏の如きも其一人なり 同人の付藉脱却願と曹洞  
宗務局の宗内擯斥文とを掲示せば左の如し

曹洞宗僧籍脱却願



自分儀佛教改良ノ實行ヲ貫キ度候ニ付今ヨリ曹洞宗僧籍ヲ脱却仕度候間御開濟被下  
度此段願上候也

明治十九年六月十一日

越後國古志郡長岡町長興寺 大道長安印

曹洞宗務局御中

前書願出候ニ付與書進達仕候也

明治十九年六月十二日

新潟縣宗務支局詰副取締 三好育道印

右ノ願ハ其人ノ賢不肖ニ拘ハラス願ル重大ノ儀ニ付本宗古來ノ宗則ヲ審按セシニ中古  
慶安年中山城興聖寺住職萬安信濃全久院住職鐵心ノ兩名宗祖所立ノ教義ニ反シテ雜學  
ヲ主張セシニ由リ其徒弟及隨從ノ寺院廿八名遍參僧侶十名本人兩名ヲ合セテ四十名ノ  
モノ承應二年寺社奉行ノ裁判ニ據テ奪衣追放ニ處セラレタルコト開宗以來ノ珍事トス  
今マ大道長安ハ學識德望アルニ非ス單身子立徒弟及隨從ナシ唯溫柔ノ假面ヲ裝ヒ巧言  
以テ無智ノ翁媪ヲ誑スニ過スト雖トモ名ヲ佛教改良ニ籍リ曹洞宗僧籍脱却ヲ請願スル  
ハ古來未曾有ラサルノ怪事ナリ畢竟本人自己ノ分限ヲ願ミス高亢自大利名ニ惑溺セル

ノ狂走ト察セラレ候ニ付其意見ヲ詳聞且教諭ヲ加フヘキ管長ノ慈慮ニ由リ平穩ニ左ノ  
通相達シタリ

丙第一四二號

越後國古志郡長興寺前住職 大道長安

本月十一日附ヲ以テ呈出セル曹洞宗脱籍願ニ對シ查問ノ儀有之候來ル七月十五日限  
無相違出京當局へ届出ヘシ管長ノ命示ニ由リ此旨相達候事 但代人相成ラス

明治十九年六月廿九日

曹洞宗務局

然ルニ長安ハ未タ脱籍願許否ノ詮議ヲ受ケサルニ自カラ許シテ管長ノ所轄ヲ免レタリ  
ト忘想セシニヤ將タ既ニ私立異教ノ開祖ヲ氣取リシニヤ局命ヲ拒ミテ左ノ答書ヲ呈  
セリ

宗局丙第一四二號御達ニ付奉答

自分儀既ニ曹洞宗脱籍願書差出候位者ニ付(原文ノマ)到底不奉御達候間此段敬答  
仕候也

明治十九年七月六日

越後國古志郡長岡町長興寺 大道長安印



曹洞宗務局御中

大道氏の僧藉を脱却せるは 種々事情に由るへしと雖とも 當時曹洞宗教會條例の正鵠を失したる者 これに服従すること能はざる所以は 一に之れが起點たること無かりしか 其は兎も角氏にして自ら進て 教會の改善を企圖するの勇氣なくして 本宗に金甌無缺の教義を有せるにも係らず 異宗を唱ふるに至りては 現今の大道氏にして衷情忍ひざることあらむ 然り而して教會條例の不完全なるに服従すること能はざる者 豈啻大道氏のみならむや 苟も洞流の恩波に浴する雲仍等 東西相呼應して之れが改善を企圖することに勤められたり 即ち曹洞扶宗會と稱する者是れなり 明治廿二年十二月五日を以て 曹洞宗務局が全國末派寺院に達したる左記の法文を見よ

甲第二十三號 廿二年十二月五日 全國末派寺院

第三次曹洞宗議會ノ議決ニ據リ洞上在家化導標準左ノ通相定メラレタリ

右ハ明治廿三年ニ至リ議決ノ順序ヲ盡スベシ此旨豫ネテ普達候事

洞上在家化導標準説明

本宗在家化導ハ宗制第四號教會條例ノ首メニ其大意ヲ掲ケタリシニ直指單傳ノ宗乘ニ辜負セズ其方針ヲ指定スルハ重大ノ義タルヲ以テ漸進ヲ目的トシ明治十八年諭達ヲ發シテ各自隨意ノ説教ヲ勤メシメタリ

然ルニ明治廿年曹洞扶宗會設立以來同會々員ハ大ニ闔宗ノ輿論ヲ問ヒ漸次歩ヲ進テ專ラ在家化導ニ從事シ已ニ洞上在家修證義ヲ編纂シ安心ノ旨意ヲ明ニシテ以テ會員ニ頒布セリ今ヤ宗内一寺住職ニシテ化導ノ任ヲ負フモノ十分ノ八以上會員ト爲リ各自ニ修證義ヲ布演スト

加焉扶宗會ハ昨今兩年修證義ヲ標準ト爲シテ説教講習ノ筵ヲ開キ四十餘名ノ教師ヲ薰陶セリ

凡ソ宗内一寺住職ノモノ十分ノ八以上修證義ニ同意ヲ表スルハ之ヲ一宗ノ輿望ト見做シテ妨ナシ況ヤ修證義ハ全篇祖語ノ片々タレバ固ヨリ異議ヲ容ル可ラサルオヤ依テ自今之ヲ兩本山ニ採收シ更ニ修正ヲ加ヒ洞上在家化導法ノ標準ト爲シテ以テ生佛不二修證一如ノ宗乘ヲ一般ノ信徒ニ了得安心セシメント欲ス茲ニ左ノ二項ヲ兼議



ニ付ス

洞上在家化導標準

一曹洞宗扶宗會編纂ニ係ル洞上在家修證義ヲ採收ノ曹洞教會々衆安心ノ標準トスル  
 一洞上在家修證義ハ緻密ノ修正ヲ加ヒテ兩本山現董貫首ノ選述ト爲シ定規ノ正式ニ據  
 テ頒布スル

當時修證義と稱せし者は 今日行はれつゝある者とは多少相異なり 重に大内青巖氏  
 の手に成りたる者にして 現時の修證義と對照するに左記の點が異なれる處なるを以  
 て茲に特に抜擢して研鑽者の備考に供す

塚間一堆の塵土あながちに惜むこと勿れあながちに願ふこと勿れ  
 人身は四大五蘊因縁和合して假りに成せり八苦つねに有り況んや刹那くんに生滅して  
 更に留まらず此刹那生滅の道理に依て衆生乃ち善惡の業を造る又刹那生滅の道理に依  
 て衆生發心得道す此の如く生滅する人身惜むとも留まらず昔より惜みて留まれる一人  
 未だ無し

今生途に如來の眞訣を聞かず如來の正法を見ず如來の面授に照されず如來の佛心を使  
 用せず如來の家風を聞ざる悲むべき一生ならん

大凡佛法に證入すること必ずしも人天の世智を以て出世の舟航とするにはあらず我心  
 に善惡を分けて善と思ひ惡と思ふことを棄て、我身よからん我心なにとあらんと思ふ  
 心を忘れて善くもあれ悪くもあれ佛祖の言語行履に隨ひ行くなり佛在世にも手廻に依  
 て四果を證し袈裟を掛けて大道を明らめし俱に愚暗のやから痴狂の畜類なり唯正信の  
 助くるところ惑を離るゝ道あり痴老比丘の默坐せしを見て設齋の信女さとりを開きし  
 智に依らず文に依らず言を待たず語を待たず唯是れ正信に助けられたり

一佛の名號を稱念せんよりは速に三歸を受け奉るべし生をかへ身をかへても三寶を供  
 養し敬ひ奉らんことを願ふべし寢ても覺めても三寶の功德を思ひ奉るべし寢ても覺め  
 ても南無歸依佛南無歸依法南無歸依僧と稱へ奉るべし是れ諸佛菩薩の行はせたまふ道  
 なり之を深く法を悟るとも云ふ佛道の身に具はるとも云ふなり更に異念を離へざらん  
 と願ふべし



諸惡莫作と願ひ諸惡莫作と行ひもてゆく諸惡つぐられず成りゆく所に修行力忽ちに現成す此現成は盡地盡界盡時盡法を量として現成するなり

此水火を受用する類皆本證の佛化を周旋するが故に是等の類と共住して同語する者亦た悉く相互ひに無窮の佛徳をなはり展轉廣作して無盡無間斷不可思議不可稱量の佛法を遍法界の内外に流通する者なり

我等幸いに一分の妙信を單傳せる即ち一分の本證を無爲の地に得るなり

生死を心に任す生死を身に任す生死を道に任す生死を生死に任す刹那生滅流轉捷疾にありながらも久遠の壽量忽ちに現在前するなり

何れの處か佛國土にあらざらん

初發心に成佛す妙覺地に成佛す

世人の情ある金銀珍玩の蒙惠なほ報謝す好語好聲のよしみ心あるは皆報謝の情を觸む百丈禪師己に年老臘高なり尙ほ普請作務の處に壯齡と同く脚力す衆これを傷む人これを憐れむ師やまさるなり遂に作務のとき作務の具を隠して師に與へさりしかば師其日

一日不食なり衆の作務に加はらざることを憾むる意旨なり之を百丈の一日不作一日不食の蹤といふ

百千萬劫同生同死の中に行持ある一日は譬中の明珠なり喜ふべき一日なり

草露の命を徒らに零落せしめす如山の徳を懇ろに報すべし是れ則ち行持なり

恁麼の道理必然なり一切の傳道受業是の如し修因得果是の如し

復た之れと前後して左記の一文 即ち在家化導議と名けられたる者を得たり 想ふに

此の一文は年代不詳なりと雖 曹洞扶宗會の起るに前後して出てたる者にして 執筆

者の氏名なしと雖 文の起盡を見るに疑くは 某師と某居士の著述ならむ 本宗布教

の小沿革を論ずるには 頗る有益の文なるを以て 茲に掲げぬ

在家化導議

今將ニ在家化導ノ法ヲ議セントスルニ大段分テ五章トナス一ニ本宗元來在家化導ノ法  
ナキヲ明シ二ニ在家化導は極樂往生ヲ以テ佛意ノ旨歸トナスヲ明シ三ニ正ク自今  
本宗ノ在家化導法ト定ムヘキ宗意ヲ明シ四ニ在家化導ノ宗意直ニ是レ祖宗相承ノ密意



ニ契合スルヲ明シ五ニ疑難ヲ決擇シテ本議ヲ定ム

一ニ本宗ニ在家化導ノ法ナキヲ明シトハ謹テ按スルニ我カ永平高祖ノ單傳シタマヘル宗乘ハ實ニ是レ附法藏ノ第五十一傳ニシテ即チ唯佛ト佛トノミ乃能究盡スル所ノ無上道ナリ故ニ釋迦世尊五十年橫說堅說百方施設シタマフモ獨リ迦葉一箇ヲ得テ乃能究盡シ多聞第一ノ阿難陀モ未タ會テ其邊際ヲ窺フコト能ハス達磨九年ノ面壁モ唯神光一箇ヲ得テ乃能究盡シ佛心天子モ遂ニ其機ニ契フコト能ハス我カ永平コレヲ太白ニ得テ日域ニ傳フルヤ太白コレニ囑シテ曰ク山林幽谷ニ住シ一箇半箇ヲ接シ吾宗ヲ嗣續シテ斷絶セシムルコト勿レト孤雲和尚ノ徹通ヲ得ルヤ又曰ク佛法ノ中ニ人ヲ得ルコト最モ難シ若シ人ヲ得サレハ佛種ヲ斷絶スルノ罪ヲ免レヌ此事先聖ノ難シトスル所ナリ況ヤ今ヲヤ吾今汝ヲ得テ斯ノ罪ヲ免ルト言ヒ畢テ潸然タリ是レ皆宿福甚厚ノ大丈夫或ハ親ク世尊ノ開示ヲ蒙リ或ハ權化ノ薩埵ニ親炙シテ出家棄欲放身捨命シ二十年三十年ノ辛酸工夫ヲ經歷シテ僅ニ嗣續ノ人ヲ得ルニ難ニスル斯ノ如シ故ニ高祖空手還郷ノ後頻リニ筆舌ヲ費シ棒喝ヲ弄シテ後昆ニ示シタマフ所ノ者皆是レ出家棄欲放身捨命ノ大丈夫一箇半

箇ヲ接スルノ法門ニシテ清規廣錄正法眼藏等ノ寶典中遂ニ一語ノ在家化導ニ及フ者アルコトナシ縱ヒ或ハ語話ノ在家ニ及フ者アルモ要スルニ又唯一箇半箇ヲ鍛鍊冶陶シテ祖宗嗣續ノ人タラシメント欲スルニ外ナラス決シテ在家受欲ノ老幼男女二千三千群ヲ爲シ隊ヲ結ヒ來ル者ヲ一齊ニ明見佛性シテ祖師位ニ上ラシムルノ法アルコトナシ其レ然リ永平門下ノ本分ヲ以テ之ヲ言ハ、固ヨリ他ノ在家受欲ノ老幼男女ヲ顧念スルコトナク須ラク山林幽谷ニ安居シテ能ク一箇半箇ヲ接シ眞實嗣承ノ人ヲ出サンコトヲ勉ムヘキナリ然ト雖モ今ヤ天下一萬四千ノ寺院各々若干ノ檀越アリテ化導ヲ本宗ニ仰ク豈之ヲ謝絶放棄シテ邪教ニ迷惑シ苦趣ニ沈淪スルニ一任スヘケンヤ此ニ於テ衆議紛々或ハ禁戒ヲ説テ非ヲ防キ或ハ四恩ヲ述テ善ニ誘ヒ或ハ三界唯心ヲ談シテ理路ヲ示シ或ハ唱禮懺悔ヲ教テ行業ヲ起サシムル等遂ニ一定ノ宗旨ナク未タ會テ人心ヲ安定シテ其旨歸ヲ得セシムルコト能ハス管ニ其旨歸ヲ得セシムルコト能ハサルノミナラス其語話概テ祖々ノ舌頭筆端ヨリ探リ來テ牽強附會スル故ニ頗ル祖道ニ相似テ其眞ヲ亂ル者アリ他日恐クハ紫ノ爲ニ朱ヲ奪ヒ盡サレシコトヲ試ニ思ヒ彼ノ禁戒ヲ説テ非ヲ防キ四恩ヲ述テ善ニ誘ヒ



三界唯心ヲ談シテ理路ヲ示シ唱禮懺悔ヲ教テ行業ヲ起サシムル等ノ者果シテ能ク在家受欲ノ人ノ箇々堪任シ得ベキ法ナリト爲ンヤ縱ヒ能ク之ヲ堪任シ得ルモ是等ノ醜拙怪事ヲ以テ能ク永平門下ノ宗風ト稱スルコトヲ得ベキ乎既ニ是レ出家辨道ノ法ニ非ズ亦ク在家安心ノ道ニ非ズ外ニハ在家ノ老幼男女ヲシテ方向ニ迷ハシメ内ニハ祖宗ノ大道ヲ亂ル予其弊ノ底止スル所ヲ知ラザルナリ故ニ今在家化導ノ法ヲ定メント欲セバ先ヅ須ラク永平門下ニ元來在家ヲ化導スルノ小技倆ナキコトヲ知リ在家化導ノ法ハ之ヲ祖師ノ語話中ニ求ムルモ決シテ得ベカラザル者ナルコトヲ知ルベシ既ニ之ヲ知ラバ更ニ他ノ三藏十二分教中ニ向テ世尊施設ノ法門中何ノ法カ能ク在家化導ノ妙術ナルベキカヲ考索シ謹デ之ヲ出家辨道ノ宗風ニ混亂セシメズ亦ク出家辨道ノ法ヲ以テ他ノ在家化導法ニ錯雜セシメズ出家辨道ノ法ハ益々綿々密々ニ祖宗ノ家風ヲ扇揚シ在家化導ノ法ハ愈々懇々切々ニ佛意ヲ擴張シテ内外併進スルコトヲ得バ始テ永平門下ノ人ニシテ而シテ在家ヲ化導スルコトヲ得ベシ若シ夫レ然ラズシテ在家ヲ化導シ去ラント欲セバ是レ必ス永平門下ニ衣食スルノ異教徒タルベキ而已

二ニ在家化導ハ極樂往生ヲ以テ佛意ノ旨歸トナスコトヲ明ストハ夫レ佛道ノ要ハ他ナシ唯此生死ヲ出離スルニ在リ生死何ニ由テカ起ル無始ノ惑業ヲ以テ本來ノ眞性ヲ失フニ由レリ故ニ生死ヲ出離セント欲セバ必ス其惑業ヲ斷除シテ其眞性ヲ顯現セシメサルベカラズ無始ノ惑業如何シテカ之ヲ斷除セン三學修セザルベカラズ二嚴滿セサルヘカラス是其古人二十年三十年出家辨道辛酸工夫シテ尙ホ以テ難シトスル所以ナリ然ルニ今在家ノ人ノ如キハ三毒五欲ニ纏綿セラレ日夜東西ニ奔走シテ惑ニ惑ヲ累テ業ニ業ヲ積ム設ヒ三學アルコト聞クト雖モ之ヲ修スルニ暇アラス二嚴希ハサルニ非スト雖トモ何ニ依テカ能ク之ヲ滿スルヲ得ンキ嗚呼在家ノ人ノ如キハ遂ニ惑業ヲ斷除スルノ道アルコトナク復ヒ生死ニ輪轉シテ冥ヨリ冥ニ入り苦ヨリ苦ニ沈ミテ永劫ニモ出離ノ期アラサル歟其レ然リ然ルト雖トモ世尊無緣ノ大悲豈之ヲ救済スルノ妙好方便ナカラシヤ是ニ於テ謹テ三藏十二分教ヲ檢按スルニ初メ世尊大寶積ノ會ニ於テ特ニ阿彌陀如來ノ因行果德ヲ布演シテ凡夫得入ノ捷徑ヲ開キ後ニ韋提希ノ化シ難キニ遇テ親ク其法ヲ實施シタマヘリ故ニ世尊一代ノ設化八萬四千ノ法門中往々凡夫得入ノ方便多シト雖トモ歷代



ノ祖師諸宗ノ先德皆此彌陀法ニ依テ極樂往生ヲ勸メサルハナシ乃チ西天ノ第十二祖阿  
 那善底尊者ハ大乘起信論ニ於テ其法ヲ述ヘ第十四祖那伽阿剌樹那尊者ハ十住毘婆娑論  
 ノ第五ニ於テ特ニ易行品ヲ造リ第二十一祖婆藪槃頭尊者ハ淨土論ヲ製シテ無量壽經ノ  
 佛意ヲ布演セラレタリ降リテ支那ノ列祖ニ至テハ禪教全ク門戸ヲ異ニシ祖門ハ純ニ  
 聖者修證ノ宗乘ヲ舉揚スルヲ以テ敢テ凡夫得入ノ法ヲ説クコトナシト雖トモ今ヤ本宗ニ  
 於テ在家ヲ化導セント欲セハ遠ク西天四七ノ祖意ニ溯リ世尊ノ密意ヲ擴張シテ經ニハ  
 無量壽經等論ニハ毘婆娑論等ニ依テ凡夫得入ノ法門ヲ開クコト誰カ異議ヲ容ル、者アラ  
 シヤ縱ヒ高祖太祖ヲシテ今日ニ出世セシムルモ在家ヲ化導セシムルハ己ミナン苟クモ在  
 家ヲ化導セサルヲ得サルニ至テハ亦タ必ス西天列祖ノ勝蹟ヲ履踐シタマフコト之外ナ  
 ルヘカラス

三ニ正ク自今本宗ノ在家化導法ト定ムヘキ宗意ヲ明ストハ大藏經中彌陀法ヲ説ク者  
 頗ル多シ然レトモ古來諸宗ノ列祖皆大無量壽經觀無量壽經阿彌陀經ノ三經ヲ以テ極樂  
 往生ノ依據トナサレルハナシ然リ而シテ支那ニ在テハ廬山ノ遠公始テ蓮社ヲ結テ念佛ヲ

勸メシヨリ往生ノ法門漸ク行ハレ曇鸞大師ハ淨土論ヲ註釋シ天台ハ妙宗鈔ヲ製シ道綽  
 ハ安樂集ヲ著ハシ慈恩ハ西方要訣ヲ作り善導ハ觀經疏ヲ撰ス其他賢首嘉祥妙樂荆溪等  
 皆西方ヲ談セサルハナシ然リ而シテ諸師ノ見解異同百端ニシテ種々ノ法相枚擧ニ違ア  
 ラス或ハ唯心淨土已心彌陀ヲ談スルアリ或ハ指方立相ヲ説クアリ專修念佛アリ諸行往  
 生アリ三心四修五念六時ノ法門アリ二善三福三輩九品ノ階差アリ其名ハ易行他力ト云  
 ト雖トモ其實ハ難行自力ナルアリ今夫レ本宗ニ於テ在家ヲ化導スルニ尤モ適當ナル者  
 果シテ何レニ依據スヘキヤ謹デ按スルニ宋ノ東坡居士蘇軾ハ祖門ノ舊參ニシテ高祖モ  
 曾テ屢バ之ヲ證明シタマヘリ然ルニ居士其母ノ爲ニ彌陀佛像ヲ造ルニ當テ偈ヲ述テ曰  
 ク「佛以大圓覺ニ充ニ滿河沙界ニ我以顛倒想ニ沈ニ沒生死中ニ如何以ニ一念得レ往生淨土ニ  
 我造ニ無始業ニ本從ニ一念生ニ已從ニ一念ニ生亦從ニ一念ニ滅生滅々盡處即我與佛同如ニ水  
 投ニ海中ニ似ニ風蕩鼓ニ橐雖レ有大聖者ニ不能ニ復分別ニ」居士ノ此偈アル其依據如何ヲ知  
 ルコト能ハスト雖レ其意ヲ得テ之ヲ按スルニ大無量壽經ニ説ク四十八願ノ第十八願ニ  
 「至心信樂欲レ生ニ我國ニ乃至十念若不生者不取正覺」トアル此十念ハ一念以上乃至ノ



三十  
十念ナルヲ以テ一念ニモ往生ヲ得ヘキハ佛願ノ定ムル所ナレハ一念ヲ以テ往生ヲ得ルノ妙法ヲ極談メ本從ニ一念ニ生亦從ニ一念ニ滅ト決了シタル者ナリ今我永平門下ノ在家ノ人ニシテ祖門ノ舊參タル東坡居士ノ古轍ヲ踐ミ一念往生ノ法門ニ依據シテ即我與佛同ノ證果ヲ得ルハ尤モ適當ノ安心法ナルニ非スヤ然ルニ此偈僅々八十言其大綱ヲ盡スト雖凡未タ其目ヲ詳カニセス是ニ於テ古來諸師ノ撰述中彼ノ第十八願ヲ本トシテ往生ノ道ヲ説キタル者ヲ索ムルニ唐ノ光明寺善導大師ノ撰述ヨリ詳ナルハナシ乃チ本邦ノ源信源空親鸞諸師皆之ニ依據シテ往生ヲ勸ム然リ而シテ彼ノ乃至十念ヲ一念ニ攝シ一念發起入正定聚ト定ムル者ハ親鸞蓮如二師ノ流義ヨリ精ナルハナシ且ツ夫レ本邦現今流通スル所ノ淨土諸派多シト雖凡能ク在家ノ事情ニ通曉シテ他力易行ノ眞面目ヲ得タル者マタ彼ノ流義ヲ以テ最トナス故ニ今彼ノ流義ニ於テ料簡撰述シタル所ノ既成ノ法門ヲ假借シ來テ我カ在家化導法トナスハ尤モ簡便ニシテ爲シ易キノ事タリ請試ミニ其法門ノ大要ヲ言ハン夫レ阿彌陀如來ハ過去無數劫ノ昔シ王位ヲ捨テ法藏比丘トナリ世自在王佛ノ所ニ於テ四十八ノ別願ヲ起シ遂ニ因圓果滿シテ極樂ノ報土ヲ建立シ現ニ説

法度生シタマヘル者ハ偏ヘニ是レ十方衆生ノ自力難行ニ堪サル在欲ノ凡夫ヲシテ其名ヲ聞キ其願ヲ信スル一念ヲ以テ忽チ無始ノ罪業ヲ滅却シ必ス現身ニ正定聚ニ入り不退轉位ニ上リ命終ヲ期トシテ彼國ニ往生シ直ニ無上ノ果徳ヲ證セシメンカ爲メナルノミ然ラハ即チ凡ソ彼國ニ生セント欲スル者ハ毫末バカリモ自力以證ノ念ヲ起サン一切ノ智解分別ヲ放捨シテ一念一向ニ佛願ノ虛誑ナキコトヲ信シ我等カ生死出離ノ爲ニ彌陀如來十劫ノ昔シニ於テ業ニ已ニ大願ヲ成就シタマヘリ此大願成就ノ時ニ本ト我等カ出離ノ大事了畢セシヲ多劫ノ間生死ニ流轉シテ之ヲ聞信スルコト能ハサリシヲ今ヤ釋迦如來ノ指導發遣シタマヘルニ遇テ現ニ其洪名ヲ聞クヲ得タレバ我カ一大事始メテ了畢スルコトヲ得タリト深信スルトキ其深信ノ一念ニ忽チ阿彌陀如來ノ不可思議光明ニ攝取セラレテ直チニ正定聚ニ入り不退轉位ニ上ルコトヲ得ル其佛智不可思議ノ甚深微妙ナル覺ヘス歡喜讚歎シテ南無阿彌陀佛ト稱念スルニ至ル之ヲ歡喜報謝ノ稱名ト名ケ臨命終ノ夕ニ至ルマテ一朝ノ間タ時處諸緣ヲ簡ハス口ニ任セテ稱名相續シ我ハ是レ已ニ佛光明ニ攝取セラレタル身ニシテ佛光明中ニ起臥衣食スル者ナリ一切事業皆悉ク佛恩報謝ノ經



營ナリ一旦命終スルニ及テハ忽チ極樂世界ニ往生シテ阿彌陀如來ト同體同用ノ證果ヲ得テ再ヒ天上人間ニ還リ來リ一切衆生ヲ化度スヘシト決定スル是レ則チ一念往生ノ信ヲ得タル行者ノ因縁果報トナス故ニ一念ヲ以テ淨土ニ往生セント欲スル者ハ必ス先ツ自己ノ機根ヲ深ク信セサルヘカラス苟クモ自力修證ノ念アルトキハ決シテ他力信樂ノ心ヲ決スルコト能ハス能ク自機ヲ願リミテ我ハ是レ在家ノ身ナリ三毒五欲除クコトヲ得ス縱ヒ多少ノ善根功德アリト雖モ有漏ノ福報滅盡ノ期遠カラズ到底五道ニ輪轉シテ出離ノ期アルヘカラスト深信スル之ヲ機ノ深信ト名ク此信決定スルトキ同時ニ佛願ノ外ニ憑ムヘキ者ナシ釋迦ノ發遣豈欺誑アラシヤ彌陀ノ招喚何ソ虛妄ナラント信ス之ヲ法ノ深信ト名ク機法ニ信満足シテ信心決定ス此間毫末モ自力アラサルナリ機ヲ信シ法ヲ信スルハ自心ニ之ヲ信スルカ故ニ自力ナルヘシト言ハンカ此ノ如キ信心畢竟凡夫ノ自ラ起シ得ヘキ者ニ非ス全ク彌陀釋迦ニ尊ノ發遣ト招喚トニ喚起催促セラレタル者ナレハ是レ實ニ如來ノ方ヨリ回向セラレタル者ニシテ三心四修ニ善三福等ノ法門モ皆此一念信ノ中ニ自ラ攝セラレタル者ナレハ此信決定ノ上ハ平生業成ニシテ臨終ノ正念ヲモ敢

テ願ハス亦タ來迎モ待ツコトナク直ニ往生ノ素懷ヲ遂ルコトヲ得ル者ナリ其信心此ノ如ク決定シテ而シテ始テ純一他力ノ法門ト稱スヘキナリ此ノ如キ純一他力ノ法門ニシテ始テ應ニ在家化導ノ法トナスニ堪ユヘキナリ

四ニ在家化導ノ宗意直ニ是レ祖宗相承ノ密意ニ契合スルコトヲ明ストハ謹テ按スルニ我カ永平門下ニ相承スル宗意ト云フハ萬法ヲ一心ニ歸シテ自己本來ノ光明ヲ大千沙界ニ蒙ランムル者ナリ然ルニ今一念往生ノ安心ハ全ク之ニ反シ萬法ヲ彌陀ノ一境ニ歸シテ彌陀ノ光明ニ大千沙界ヲ照サル、ナリ故ニ彼ハ自力心ヲ一點モ起スヘカラスト云ヒ此ハ他力心ヲ一點モ起スヘカラスト云フ彼ハ唯信以テ入り此ハ唯疑以テ入ル彼ハ智ヲ隱シテ唯悲ヲ手段トナシ此ハ悲ヲ隱シテ唯智ヲ手段トナス總テ反對ノ點ニ在ルカ故ニ能ク其意ヲ得テ之ヲ布演スルトキハ決シテ在家化導ノ法ヲ以テ出家辨道ノ法ニ混亂スルノ憂ナク全ク門戸ヲ異ニシテ互ニ相侵スコトナカルヘシ然リ而シテ其決歸スル所ニ至テハ着々ニ法ノ契合スルヲ見ル請試ニ其二ヲ言ハン彼法ハ一大藏經七千餘卷ノ中僅ニ三部ノ經ヲ取テ餘經ハ難行ニシテ得道スルコト能ハスト放棄シ更ニ三部經中一部ノ大



無量經ヲ正依トシテ其四十八願中唯第十八願ノミヲ取り第十八願ノ文三十六字中唯信ノ一字ヲ取テ往生ノ正因ト定メ其信モ亦タ自己ノ信ニ非スシテ佛ノ方ヨリ回向セラレ者ナリト云ハ直ニ是レ教外別傳不立文字ニ非スシテ何ソヤ我等カ生死ノ一大事ハ十劫ノ昔シニ了畢セリト信ス是本來成佛ニ非スシテ何ソヤ此信佛ノ方ヨリ回向セラレト雖正ク自心ヲ以テ之ヲ顯ハス是レ自ニ非ス又他ニ非ス生佛不二ニ非スシテ何ゾヤ一念信心決定ノ上ハ直ニ正定聚不退位ニ入ルト云フ是レ即身成佛ニ非スシテ何ゾヤ稱名念佛ノ行ハ信後報恩相續ノ行ナリト云フ是レ豈高祖ノ謂ユル證上ノ修ニ非サラシヤ信後ハ常ニ佛光明中ニ起臥衣食シテ一切事業皆悉佛恩報謝ノ經營ナリト云フ是レ豈謂ユル佛行三昧ニ非サラシヤ往生ノ後ニ還リ來テ人天ヲ化度スト云フ是レ隔生ノ義トナスト雖トモ其實ハ一念發起ノ當處ヨリ直ニ化他ノ非心ヲ起ス是レ勢ノ已ムコト能ハサル者ニシテ暗ニ自未得度先度他ノ行願ニ契フ其他一點ノ自力心ナキハ無我ノ當體ナリ又作佛ヲ圖ルコトナキナリ我レハ三學無分ノ凡夫ナリト自機ヲ信スルハ名利ヲ抛テタルナリ情量下度ヲ棄テタルナリ唯彼ハ他力ニ依テ之ヲ證シ此ハ自力ニ依テ之ヲ得ルノ差異ア

ルノミ然レモ淨土諸派中唯此一念往生ノ一法ノミアリテ能ク此ノ如キヲ得ルナリ其他ノ諸行往生稱名往生等ニ至テハ決シテ此ノ如クナルコトヲ得ベカラズ然リ而シテ其諸派ノ異同ノ如キハ今此ニ縷述スルニ違アラズ

五ニ疑難ヲ決擇シテ本議ヲ定ムトハ疑難スル者或ハ言ハン震且二三ノ祖師以降禪教門聲ヲ異ニスルカ故ニ敢テ彌陀法ヲ説クコトナキハ論ヲ待タス然ルニ管コレヲ説カサルノミナラス六祖法寶壇經ニ於テ往生ノ法門ヲ痛訶シタマヒシヨリ列祖概テ皆彼ノ法門ヲ彈斥セサルハナク偶マ永明雲棲等ノ之ヲ説ク者アレハ之ヲ視ルコト宛モ外道ノ如ク殆ト祖門ヲ擯出スル者ニ似タリ且夫レ我が永平門下ニ於テ在家檀越ヲ接待スルコト今日ニ始マルニ非ス若シ在家化導ハ彌陀法ニ限ルト言ハハ先德何ゾ之ヲ唱ヘザルヤ抑モ既往ハ且ク置ク自今以後之ヲ唱フヘシト言ハハ又何ソ永明雲棲等ノ説ニ依ラスシテ他ノ善導源空親鸞諸師ノ解ニ依ルヤト此疑難深ク考ヘサルノ誤ナリ謹テ按スルニ六祖以下列祖ノ彌陀法ヲ彈訶シタマヘル者ハ皆是レ凡夫得入ノ他方法ヲ以テ聖者得證ノ自力法ニ混亂スルヲ痛斥シタマヘルナリ然ルニ彼ノ永明雲棲等祖師ノ嚴誠ヲ顧ミスシテ謾ニ惟



心淨土己心彌陀ノ法門ヲ唱へ以テ祖道ヲ亂サントス是レ自力ニ非ス固ヨリ出家辨道ノ法ニ背キ又在出家化導ノ法ニ適セス故ニ先德概テ之ヲ擯斥シ予モ亦之ヲ以テ在家化導法トナスヲ希ハサルナリ若シ夫レ永平門下ニ於テ檀越ヲ接待スルコト久シ何ソ曾テ彌陀法ヲ唱ヘサリト云フニ至テハ益々難者ノ思考ノ粗漏ナルヲ知ルニ足レリ夫レ我カ祖門ニ於テ在家檀越接待スルコト久シト雖トモ彼ノ波多野義重カ高祖ニ參シ滋野信直カ太祖ニ參セシカ如キ皆是レ其身ハ在家ナリト雖トモ其心行ハ己ニ出家セシ者ニシテ謂ユル在家ノ出家ナル者ナリ豈是等出格ノ一箇半箇ヲ以テ今日尋常ノ二千三千ニ比例スヘキ者ナランヤ然リ而シテ其尋常二千三千ノ老幼男女ヲ本宗ニ接待スルコトハ從前僅カニ葬祭ノ一事アルノミ故ニ其葬祭ヲ行フニ當リテハ古來必ス念誦シテ曰ク神超淨域業謝塵勞運開上品佛授一生之記ト而シテ西方教主ノ名ヲ三稱スルヲ法トナスコト久シ故ニ今尙ホ葬祭ヲ行フニ止マリテ可ナリト言ハ、固ヨリ此議ヲ立ルヲ須ヒスト雖トモ今ヤ唯沒後ノ葬祭ヲ以テ足レリト爲スヘカラス必ス生前ニ安心セシムヘシト爲サハ更ニ彼ノ念誦ノ趣意ヲ擴張シテ在家化導ノ法ヲ定メサルヘカラス此他疑難甚々多カラン然レモ他ハ

皆枝葉ニシテ今豫メ之ヲ辨釋スルニ足ラス之ヲ要スルニ永平門下ニハ在家化導ノ法ナシ故ニ今西天佛祖ノ言教ニ依テ彌陀法ヲ取り之ヲ在家化導ノ新法ト定メ而シテ出家辨道ノ古轍ニ混亂セシメス内外併進シテ門風ヲ扇揚セシメントスル是ヲ本議ノ素意トナス

凡そ信仰は闔宗の軀幹なり布教は闔宗の手足なり 然るに布教の大權を一個の私設に屬せる扶宗會に委任し去る時は 恰も自己の手足を他に投與すると同一般 危險の極に非ずして曷ぞ 如何に燃ゆるが如き信仰の軀幹あるも 手足の機關を闕かは活働せんと欲すと雖とも得べけんや 本宗先きには教會條例に於て 一念他力往生の汚痕を留め 今又た教權を一の私立會に委ぬ 維新以來本宗教會の貳大汚點と云はざる可らず 必竟本宗信仰問題の解決し能はざるに起因すること無きか 然ふして動もすれば輒ち彌陀他方法を皇張せむとする者の輩出するは 本教に信念の重きを措かざるために非るなきか 本教の骨髓に達せざるためなるか 本教の特色を見るの明なきために非るか 然れ共日進の智識は這般の教義として空しく曖昧の中に埋没せしむるを許さ



す

大に本教の特色ある骨髄を披擲することを得る好時機に遭遇することゝはなりぬ

### 第五章

第四期 受戒中心時代(明治廿三年より同三十五年四月に至る)

明治廿三年十二月一日 曹洞宗務局は甲第四十七號を以て左記の法文を普達せり

甲第四十七號

全國末派寺院

本年當局甲第四十號普達ニ及ヒタル曹洞教會修證義ヲ以テ宗教ノ大意トナスヲ愈其筋ノ認可ヲ經タルニ付別紙ノ通り兩本山貫首告諭相成候依テ來ル明治二十四年一月一日以後一般ニ依遵スヘシ此旨普達候事

但シ従前ノ制規諭達等ニ於テ本文ノ抵觸ノ事項ハ總テ廢止ノ儀ト相心得ヘシ

告諭

曹洞宗ノ依止シテ以テ今古貫通セルハ唯々佛祖單傳ノ正法眼藏ノミ祇等欽ンテ高祖承陽大師正法眼藏ノ中ニ就テ宗教ノ大意安心正依ノ標準ヲ撰出シテコレヲ曹洞教會修證義ト名ケタリ

夫レ生ヲ明ラメ死ヲ明ラメ即心是佛ヲ承當スルヲ宗教ノ大意本文首尾ニ於テ之ヲ標示ス中間ニ其準則ヲ開演セリ凡ソ五章二千七百零四字悉ク 高祖ノ金言ニシテ皮肉骨髄今尙暖ナル者ニ非ルハナシ況ヤ廣大ノ文字ハ萬象ニアマリテ猶豊カナリ轉大法輪マタ一塵ニオサマレリ生モ一時ノ位ナリ死モ一時ノ位ナリ然レハ即チ即心是佛ノ言猶是水ノ月ナリ生死透脫ノ旨更ニ鏡裡ノ影ナルコトヲ認得センヲ要ス自今以後一般ニ此修證義ヲ用テ布教ノ標準トナシ自カラ信シ人ヲシテ信セシメテ吾カ宗教ヲ顯揚セヨ

瀧谷 琢 宗 禪 師

畔上 楳 仙 禪 師

由是觀之 従前在家化導標準の一定せずして 或は一の社會に委ね或は動もすれば淨土門流に擬したる布教せしことあるも 此の宗令發布以來は彌々修證義を以て化導の



標準と定まりぬ。然るに此宗令を何と見しにや。又た心付かさりしにや。本宗の某者宿にして之を叱斥し。或は某職員にして修證義に依らず。却退して隨意時代の説教を爲す者等往々之れあり。明治廿四年の冬。本宗議會に於て某議員が。痛く修證義に疑義を容れたる者さへありと聽く。一宗の耆宿等にして區々たる感情に制せられ。宗令を無視する行爲ありとは實に痛歎の至りにたへざるなり。故に明治卅五年の春。我が兩本山が五十名の布教師を各地方に特派せしめたる時。曹洞宗務局が與へたる兩貫首の教論文なる者は。何が故に發せられしか。必竟規定せる化導の標準を撓擾する者の虞あるを以ての故ならむ。然ふして其教論文なる者は。同じく是れ受戒入位を以て中心とせる者なり。教論文を左に掲示す。

惟ふに夫れ。我が教主釋迦牟尼佛の。始めて無上正覺を成したまへるに膺りては先づ波羅提木叉を結して。父母師僧三寶に孝順せしめ。孝順は至道の法なり。孝を名けて戒と爲すとのたまひ。又其の大般涅槃に入りたまふに臨みては。汝等我が滅後に於て當に波羅提木叉を尊重し珍敬すべし。是れ則ち汝等が大師なりとのたまへり。謂ゆる

波羅提木叉とは。今我が直指の宗乘に於て佛祖正傳の佛戒と稱するもの。世出世の一切の眞理。一切の道德。皆此の一法に包容せざるは無しされば如來一代の垂教甚た多端にして。諸宗諸祖の傳唱する所また區々なりと雖。普ねく一切衆生をして速かに成佛得道せしむるの無上法門は。只此の佛々祖々の面授相承したまへる授戒の一法に過ぎたるは無し。我等たまく生を人界に受け。まのあたり佛世に遭ひたてまつらざるの憾なきに非すと雖と。幸ひに滅後の大師に遭ひたてまつりて。親しく單傳の戒脉に與かりたてまつることを得たる。何の喜びか復た之に過きんや。されば未だ受戒せざる者は。速かに至心懺悔の一念に。無量劫來の罪障を消滅し。疾く即入佛位の大戒を受けたてまつりて。眞に諸の嫡子たらんことを願ふ可し。既に受戒したてまつりぬれば。其位大覺に同じうし己るを以て。貴賤貧富を問はず。智愚老少を擇ふことなく。心に思ふ所は悉く利生の發願となり。身に行ふ所は都べて報恩の行持となるなり。謂ゆる利生の發願とは。諸の人類は更にも言はず。凡そ生きとし生けるものを見ては。皆其の苦惱を除き之を安樂ならしめんと心に願ふなり。謂ゆる報恩の行持とは凡そ日



夜の行住坐臥云爲動作する所 皆以て君父師友等の洪恩に報謝したてまつらんが爲めにするなり 苟も是の如くにして世に處し生を度らんには 入ては家庭に孝貞敦厚の美風あり 出でては國家に忠誠に社會に信實なることを得て 戒德ますく生々世々に展轉増長し 願行いよく在々處々に充滿彌綸するが故に 現當二世の安穩快樂何事か復た之に如くものあらんや 抑も今此是の如く最尊無上なる正法に遭ひたてまつれること 是れ偏へに高祖承陽大師および太祖弘德圓明國師の傳承弘通したまへる恩徳と 歷朝敎聖なる天皇陛下の外護深重なる仁澤とに因るものなれば 別して一系萬世の皇運を 天壤無窮に扶翼したてまつり又兩祖の遺法ますく光輝を宇内に發揚せんことを冀ふべき者なり

勅賜性海慈船禪師悟由

勅賜直心淨國禪師穆山

## 第六章

### 結論

上來縷述せるが如く 政教混淆の第一期には 曹洞宗の布教と稱すべき者なしと雖 本宗布教の動機となりしは疑を容れざる處なり 次て隨意説教の第二期に入るや 僅かに政治の手を離れたる而已にして 直言すれば神佛の混淆を避けたるのみなるを以て 隨意説教と稱すと雖 其實通佛教を鼓吹するのみ 然れ共通佛教なる者は 自家信仰の地盤を鞏固にするの具たらず 又た單に信仰と云ふも教會制度に依らすむは永遠に其信念を保持すること能はざるは必然の理なるを以て 自ら教會創立の第三期に入る所以なり 抑も佛教の教會とは何ぞや 靈山會上の化儀は皆是れ教會なり 其流を汲む各派も亦教會なりと雖 本宗は一經片論の零典に依りて開きたる宗旨に非るを以て 本宗には自ら特得の教會あるは無論なり 然れば本宗特得の教會とは何ぞや 曰く叢林制度的の教會にして 世の所謂教會的の教會には非るなり 換言すれば僧家自行的教會にして 在俗化他的教會にてはあらざりし 果して然らば本宗の教義は僧衆的の者にして通俗的の者に非るか 難行道にして易行の法は傳はらざりしか



佛教の叢府を以て自任し 佛心印相承を以て自立する本宗にして 普く四衆に通せざる不完全なる教義には非るなり 試に虚氣平心以て本宗の成立を顧みに 正法眼藏傳光録等の祖書談は暫く措く 師資親密なる室内に於て 如何なる神秘の聖寶を傳承されしか 他に非ず傳法と傳戒との兩相承のほか餘物なきにあらずや 而して正法眼藏等一切の祖書は 皆是れ傳法傳戒の注釋に過ぎざるなり 在家成佛の法も出家教道の法も 此の兩道を離れて外にある可らず 若し此の兩道を除て他説を唱ふるものあらは 宜しく異安心者として門外漢として擯斥するも何の不可なることか之れあらむ 然るに事ここに出てすして 釋尊隨喜稱名の功力に依りて成佛を計り 或は彌陀一念往生を以て正因する等 所謂自家の座牀を抛却して猥りに他國の塵境に跨躡する者なるか 血迷ふも茲に至りて極れりと云ふべきなり 抑もく傳法は悟入を以て主体とし傳戒は信入を以て主体とす悟入なるが故に傳法相承は出家及び上根に通し 信入なるが故に傳戒相承は在家及び中下の機根に通するなり 然ふして佛祖正傳の戒法は 最澄相承の圓頓戒に異なり 况や鑑真等所傳の戒法に屬する者ならんや 單に傳戒と

稱すと雖其實は皆傳法なり 乃ち傳戒傳法不二たり 唯た途を信位に取ると悟位に取るとの差あるのみ 其信入悟入兩般ありと雖 それすら信入の信とすべきなく 悟入の悟とすべきなく 必竟信位悟位は其根機に名けられたる者にして法の全体には其名目あることなし 若し夫れ斯の如き最尊無比の戒法を 彼の本願所立の各派に比較するときは果して如何ぞや 本願に依りて信を取る美は美なりと雖 ために邪念に陥らしめざること無きか 惑亂これより起り行持を怠ることなきなきか 明東の所謂本願墮とは是之謂なるか 故に這般の宗派は動もすれば迷網に溺れやすく 日常の道義に於て裨益あることなく 國家の方面にも社會の方面にも 風化上何等の貢献することの少きにあらずや されば百世を照鑑し玉ふ 高祖太祖及烈祖等の救世法にして 未だ曾て此の戒法に依らせ玉はざるは無し 即ち波多野義重北條時頼等の濟度の如き是れなり 况や我が此所傳の戒法は鬼神冥類にも通したる史事に於て明なるに於てをや 今や庶般の智識は益々進歩し 隨て各種の眞理と稱する者發見せらるゝと雖 如何せば眞理中の眞理をして日常の行爲に實現せしめ 即ち行爲のまゝ眞理にして眞理の



まゝ行爲となり、真理と行爲とは一致を希望する者なり然るに却て背反乖離するの傾向あり。是れ現時道義界宗教界に於ける一大通患として、苟も有識者たる者の潜かに撥眉するところなるに非や。然に本宗の教義は能く論理に合して論理を離れ、教義に即して教義に陥らず。圓轉無礙以て真俗を超越して而もよく真俗共に風化するの妙處あるに至りでは、余輩の喋々を待て知るを要せざるなり。時は到れり機は熟せり。苟も本教の流を汲む者、宜しく驟然起て教錫を振ふべき時なるへし。今や教會創立の第三期より、世の公論は復舊して戒法中心の第四期、即ち傳戒相承を以て布教の起點と定まれり。其受戒を中心として祖語を蒐集せる者は修證義なり。是れ當然の理なり最も然かあるべきなり。若し之を嫌厭して第二期に屬せる隨意説教を今日にして爲す者あらば、宗門の異安心者として宗規違反者として宗門以外に排斥して可なり。況や隨意説教なる者は通佛教に對する間接の利益ありて、本教に對する直接の利益なきに於てをや。修證義を嫌厭して隨意説教を做すものは、傳戒相承を無視する獅蟲の徒なり。名義を忌嫌する近眼者流なり。今日何を以て躊躇するの秋なるべき。余輩が夙に翹

望したる教導講習院は數日の中に開設せられんとす。當局者たる其人にして、上來本宗布教の沿革を知り、其起點に注目し將來の方針をして錯まらしむることなくは、庶くは、良好果を奏するの日期して待つべき也。

## 洞上布教の小沿革



明治卅五年九月七日印刷  
明治卅五年十月十一日出版

編輯兼  
發行者

芳川雄悟

東京市芝區芝公園地

印刷人 今村金次郎

芝區露月町十八番地

印刷所 近藤商店

京橋區日吉町十番地

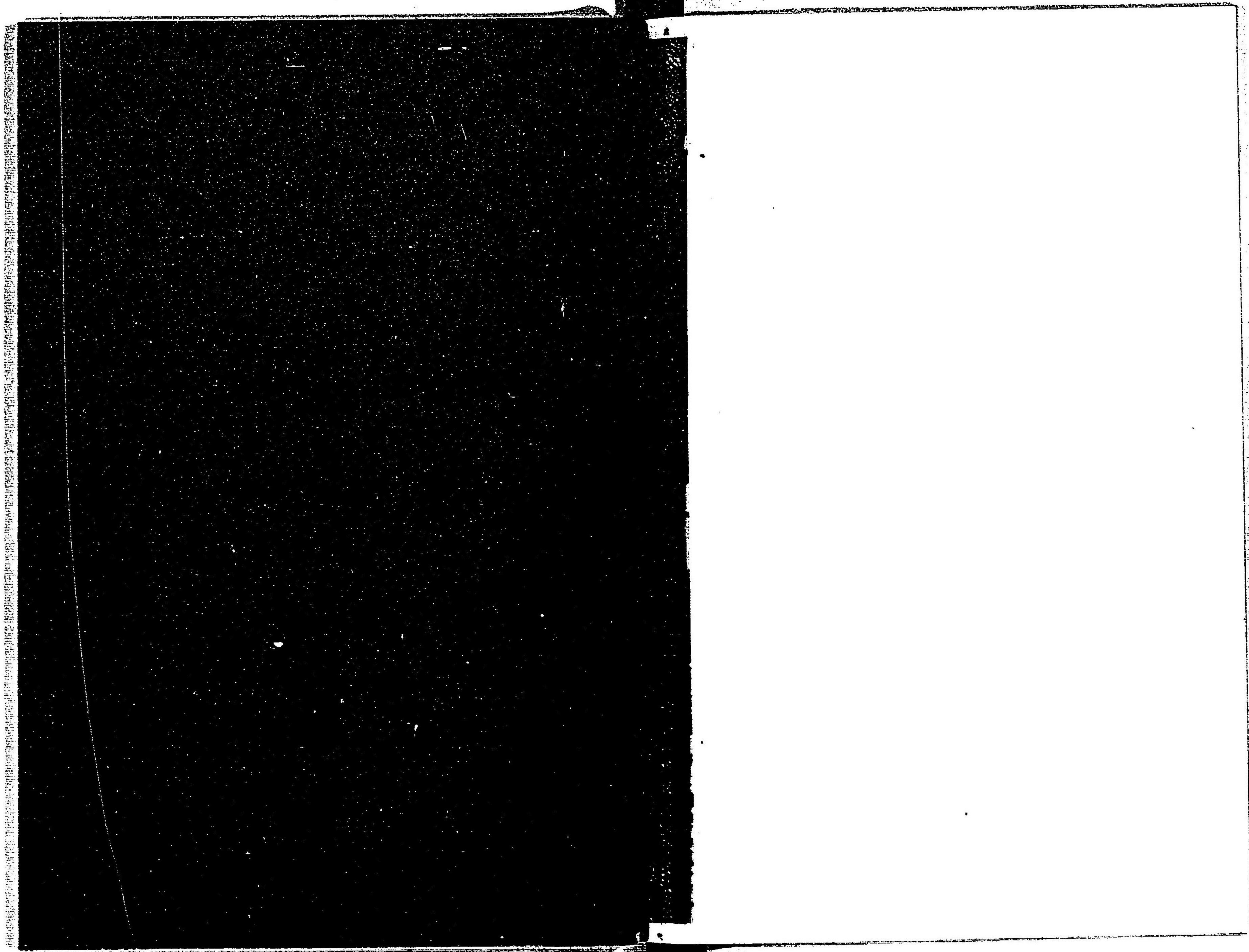
發行所 鴻盟社

東京市芝區露月町十八番地



F. 14









6



洞上布教の小沿革

芳川雄悟

国立国会図書館

019766-000-4

特47-746

洞上布教の小沿革

芳川 雄悟/著

M35.10

ABG-0577





